今すぐ透かしを削除する

平成２９年(ワ)第４９５２号　損害賠償請求事件

原告　**Ａ夫、Ａ妻、Ａ娘**

被告　藤井将登

被告準備書面(4)

平成３０年７月１８日

横浜地方裁判所第７民事部ろ係　御中

被告訴訟代理人　弁護士　**Ｂ**

pdfelement

第１　被告の自宅は原告らと共有する生活空間ではないこと

原告らは、「非喫煙者は、『公共の場所』や『喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間』において、喫煙の制限を要求しているに過ぎない」という。

といいながらも、原告らは、被告に対し、本訴訟では、「被告の自宅」において、一切の喫煙を禁止することを求めている。

この点につき、原告らは、「被告らのタバコの副流煙が、原告宅に流入するとすれば」、「被告の自宅」は「原告らと被告とが共有する生活空間」になると主張するのであるが、飛躍である。

あまりにも当たり前のことであるが、「被告の自宅」は、決して「原告らと被告とが共有する生活空間」ではない。

そして、本件では、原告らが被告に対し、「被告の自宅」内での喫煙を禁止する法的根拠は、何ら示されていない。

今すぐ透かしを削除する

第２　被告以外の喫煙者について

被告は、すすき野第２団地２号棟の１～２階の住民の中で、被告以外に喫煙者がいないかどうかは、知らない。

ただし、被告方において、被告以外にも、喫煙者がいるはずであるとの原告らの主張については、強く否認する。少なくとも、被告方において、喫煙しているのは、被告のみである。

そして、原告らは、「被告が不在時でも花の香りの様な香水の様な外国製タバコの副流煙が原告宛のベランダに充満し、部屋に大量に流入してきた」と主張しているのであるから（原告準備書面(3)１６頁）、原告らが主張する「タバコの副流煙」.は、少なくとも、被告とは無関係であることは、明らかである。

被告は、すすき野第２団地２号棟の住民の中に、被告以外にも喫煙者がいるとか、原告らの「被害」は「○○さんに責任がある。」などと主張するものではないが、ただ、原告らの主張する「副流煙」は、被告が在宅しているか否かにかかわらず、原告ら宅に入り込んでくるという以上、それらを被告の責任にしようとするのは、そもそも筋違いであることは、明らかである。

原告らは、とにかく「被告宅から原告ら宅にタバコの副流煙が流れてきていること」を前提にした上で（つまり、証明すべき事実を前提条件にしてしまっている。）、被告が在宅しているかどうかにかかわらず、原告ら宅に充満しているという何かを、強引にも、被告の責任にしようとしているに過ぎない。

第３　被告宅から原告ら宅へのタバコの煙の「流入経路」について

原告ら宅と被告宅の位置関係（原告準備書面(3)第１の３(1)ア＝５頁）については、おおむね認める。

風向きについては、すすき野第２団地において、西から東の方向に風がながれていることが多いということはあるのかもしれないが、「ほぼ常に」「西から東の方向に風がながれていた。」とまではいえないと思われる。

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

また、タバコの煙について、その場に滞留しないでながれていくことが多いということはあるのかもしれないが、「必ず」「上昇する性質」を有する、とまではいえないと思われる。

原告らは、被告の喫煙したタバコの煙が「風に乗り」「原告宅南側」から「流入することとなった。」と、何らの根拠もなく主張するが、否認する。

また、原告らは、被告が「換気扇の下でタバコを吸うことにより」「被告宅の排気口から…タバコの煙が無制限に流出し」「風の流れに乗って、原告宅のところに煙が流入する（こ）ととなる。」と、何らの根拠もなく主張するが、否認する。

また、原告らは、「第二のタバコの流入経路」として、「被告宅から原告宅に向かってきたタバコの煙の多くは、壁に遮られるが、その壁には隙間があり…、タバコの煙の一部が、玄関側に流入」し、「玄関扉、及び玄関横の排気口…を通して、便所や浴室にタバコの煙が流入することとなる。」と、何らの根拠もなく主張するが、否認する。

原告らは、とにかく「被告宅から原告ら宅にタバコの副流煙が大量に流れてきていること」を前提にした上で（原告らは、証明すべき事実を前提条件にしてしまっている。）、ただ単に「可能性として考えられる流入経路」を主張しているに過ぎない。

第４　原告ら宅の「被害」状況について

原告らは、「被告が無制限にタバコを吸った」ことにより、原告ら宅に目に見える形で様々な被害が生じていると、何らの根拠もなく主張するが、いずれも否認する。

まず、「無制限に」という言葉の意味するところが不明であるが、被告は、そもそも、自らの居室内で喫煙していたに過ぎないのであり、その喫煙の程度は、被告準備書面(2)で、原告らの求釈明に答えて明らかにしたとおりである。

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

被告は、原告ら宅の網戸に付着しているという何かが、タバコの粒子であるかどうかは、知らない。そのように原告らが主張する根拠は、何ら示されていないし、少なくとも、それらが、全て被告の喫煙したタバコの粒子であるとは、考えられない。

また、被告は、原告らが北側ベランダにおいて栽培していたビワの葉が、何らかの粉に覆われ、枯れた事実があったかどうかも、知らない。それが、タバコのタールの粉であったと原告らが主張する根拠も、何も示されていないし、少なくとも、被告の喫煙したタバコによって、原告ら宅のビワの葉が枯れるとは、考えられない。

また、被告は、原告ら宅の前に植えられているヤマモモの木の葉が白く変色した事実があったかどうかも、知らない。それが、タバコの煙が充満したことにより、タール状の粉が付着したものであると原告らが主張する根拠も、何ら示されていないし、少なくとも、被告の喫煙したタバコによって、原告ら宅のヤマモモの木の葉が変色するとは、考えられない。

また、被告は、平成２９年１２月３０日午前５時３５分、窓を少し開けた途端、原告ら宅の居間の空気洗浄機の臭いセンサーが真っ赤に反応した事実があったかどうかは知らない。それが「タバコの副流煙が大量に流入」した結果であると原告らが主張する根拠も、何も示されていないし、その時間帯に、被告が喫煙していたということが証明されているわけでもない。

また、被告は、平成２８年９月２７日に、原告らが空気清浄機を購入したことも、平成３０年５月中旬ころ、脱臭フィルター、集じんフィルターを交換しなければならなくなったことも、知らない。それが、副流煙が大量に流入してきたことによると原告らが主張する根拠も、何ら示されていないし、少なくとも、被告の喫煙したタバコによって、原告ら宅の空気清浄機について、わずか１１か月未満でフィルター交換の必要性が生じるとは、考えられない。

原告らは、とにかく「被告宅から原告ら宅にタバコの副流煙が大量に流れて

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

きていること」を前提にした上で（原告は、証明すべき事実を前提条件にしてしまっている。）、原告ら宅に生じた（と原告らが考えている）「被害」を、憶測により、全て被告の責任にしようとしているに過ぎない。

第５　原告らの主張の不合理

上記のとおり、原告らの主張は「被告宅から原告ら宅にタバコの副流煙が大量に流れてきていること」を前提にした上で、原告ら宅に生じた（と原告らが考える）「被害」を、全て被告の責任にしようとしているに過ぎないものである。いずれについても、何らの根拠も示されていない。

原告らは、本訴訟において、「被告が不在時でも花の香りの様な香水の様な外国製タバコの副流煙が原告宛（原告宅の誤記かと思われる。）のベランダに充満し、部屋に大量に流入してきた」から、「藤井家では、被告以外にも喫煙者がいる事は間違いないと考える。」という。

また、原告らは、被告の喫煙している本数では、「果たして短期間で原告らが受動喫煙症、そして化学物質過敏症になるであろうか。」という疑問があり、「原告家族が受けた副流煙は、朝から深夜迄及んで」いるから、（喫煙本数に関する）「被告の回答は明らかに虚偽である。」という。

さらに、原告らは、「１日にタバコの煙１０本相当を吸った場合は約５年が目安。」の空気清浄機のフィルターを「わずか１１か月未満で」交換しなければならなくなったことが、「副流煙が如何に大量に原告宅に流入してきたものかを示すものである。」という。

しかしながら、これらの主張は、いずれも我田引水であり、思い込みである。本訴訟において、原告らが主張する「被害」は、「被告が不在時でも」「ベランダに充満し」「部屋に大量に流入」してくる何ものかによるのであり、また、被告が喫煙しているかどうかにかかわらず、「朝から深夜まで」及んでいる何ものかが原因なのであるとすれば、それは、被告の喫煙するタバコとは無関係

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

であることは、明らかというべきである。

また、そもそも、「１日にタバコの煙１０本相当を吸った場合は約５年が目安。」の空気清浄機のフィルターを「わずか１１か月未満で」交換しなければならなかったとすれば、それは、そもそも「タバコの副流煙」が原因であるとすらいえないのではないか、という疑問がある。

このような状況の中で、原告らは、「被告宅から原告ら宅にタバコの副流煙が大量に流れてきている」という、証明すべき事実を前提条件にしてしまっているので、原告ら宅に生じた（と原告らが考える）「被害」は、全て被告の責任であるという「思い込み」に陥っているものである。

第６　甲２７（ご質問に対する回答書）について

原告らの提出する診断書等の証拠も、主として原告らの問診のみに依拠して作成されたものであり、客観的・医学的な裏付けに乏しいと言わざるを得ない。

例えば、甲２４の診断書では、原告 **A娘** は「化学物質過敏症」と診断されているが、甲２７をあわせて読むと、そのように診断された根拠も、基本的には、問診だけだったようである。

この点、甲２４の診断書を作成した宮田幹夫氏は、米国の基準によれば、「①微量な化学物質に反応する」「②多種類の化学物質に反応する」「③化学物質曝露を避けると症状が軽くなる」「④化学物質再曝露で症状が悪化する」「⑤慢性である」「⑥症状が複数の器官系にまたがって出てくる」という「６項目の合意事項」について、「すべて問診だけで決めています」というのである（甲２７）。

そして、訴状によれば、原告 **A娘** は、「歩行困難。」で「身体を支えられず、少しの時間しか立っていられない。」とか、「呼吸困難。」「極度の視力低下。」などの症状があり、「後遺障害等級第２級１号」に該当するというほどなのであるにもかかわらず、甲２７では、「由紀子さんの実際の症状（体

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

調）」は「外見はまったく正常者です。」とされている。甲２７では、原告**A娘**について、「客観的な異常所見」としては、わずかに「自律神経」の失調と「平衡機能」「眼球追従運動」の異常が指摘されているに過ぎない。

また、甲２７において、「タバコの煙という有害物質で本患者の中枢神経の異常を生じてしまったのです。」とされていることについては、何らの根拠もない。これもまた「被告宅から原告ら宅にタバコの副流煙が大量に流れてきている」という、証明すべき事実を前提条件にしてしまった上での、単なる「憶測」に過ぎないことは、明らかである。この点につき、客観的・医学的な裏付けのある専門家による判断であるなどということはできない。

以　上

pdfelement